



2020年9月17日

各位

会社名 高島株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高島 幸一  
(コード番号 8007 東証第一部)  
問合せ先 経営企画ユニット  
(TEL 03-5217-7335)

### 業績連動型株式報酬制度の廃止に伴う自己株式の無償取得及び消却に関するお知らせ

当社は、当社取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除きます。以下同じ。）を対象とした業績連動型株式報酬制度を廃止することに伴い、本日開催の取締役会において、会社法第155条第13号及び会社法施行規則第27条第1号の規定に基づく当社株式の無償取得及び会社法178条の規定に基づく自己株式の消却を行うことを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 業績連動型株式報酬制度の廃止について

##### (1) 本制度の廃止

当社は、当社の取締役の報酬と当社の中長期的な業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することにより、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献する意識を高めることを目的として、2016年度より、信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しておりました。

本制度は2021年3月末日で終了する事業年度経過後に取締役会の判断で継続することができる設計としておりましたが、2020年5月26日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入及び利益連動金銭報酬制度の改定に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、2020年6月25日開催の第132回定時株主総会に、本制度を継続せず新報酬制度を導入することについての議案を付議し、当該議案が原案通り決議されました。これに伴い、当事業年度以降については、本制度を継続せず廃止することといたしました。

##### (2) 本制度の廃止に伴う当社株式の取扱い

本制度の廃止に伴い、本制度運用のために設定していた本信託は、信託期間の満了日である2020年8月31日をもって終了いたしました。

本信託の終了時点において18,400株の当社普通株式が本信託内に残存しているため、本信託に係る信託契約の定めに基づき、これを後記2のとおり当社が無償取得したうえで、後記3のとおり消却いたします。

## 2. 自己株式の取得について

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	18,400 株 (発行済株式総数に対する割合 0.40%)
(3) 株式の取得価額の総額	無償
(4) 取得予定日	2020年9月17日

## 3. 自己株式の消却について

(1) 消却する株式の種類	当社普通株式
(2) 消却する株式の総数	18,400 株 (発行済株式総数に対する割合 0.40%)
(3) 消却予定日	2020年9月30日

(ご参考)

消却後の発行済株式総数	4,546,173 株
-------------	-------------

以上